

困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画 について（概要）

健康福祉部
家庭・青少年支援課

1 策定の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、策定が義務付けられている都道府県の基本計画を策定する。

※ 法において、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されている。

2 根拠法令

法第8条第1項

3 策定の方向性

国の基本方針を踏まえ、次の事項を盛り込んだ基本計画を策定する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方
- (3) 支援に関わる関係機関等
- (4) 困難な問題を抱える女性における現状と課題
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援施策の方向性

4 計画期間

令和6年度～10年度までの5年間計画

5 検討体制

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定に係る有識者会議において意見を聴取